

医療保健子ども福祉病院常任委員会

年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

5月22日（金） 医療保健子ども福祉病院常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
※参考：年間活動計画書
※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

常任委員会活動 評価総括表

委員会名（医療保健子ども福祉病院常任委員会）

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・病院における面会制限が続いていることの問題提起を行い、委員会における県内外調査も実施し、執行部における調査、委員長報告への反映などにつなげ、これらの委員会活動を行った結果、県内において、現状に合わせた面会条件の緩和がなされたという報告を聞くようになり、県民のニーズに合った成果が出た。
- ・県政レポートに係る知事への申し入れが新年度の予算案にも反映されるなど、県政全体に関わる議論ができた点がよかった。
- ・それぞれの重点調査項目に沿って充実した県内外調査が実施でき、総合福祉施設のモデル事例を通じた介護人材の不足への対策に係る調査など、参考になる調査が実施できた。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.4
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.5
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.5
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.5
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.8

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるとともに、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	3.6

医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動計画書 (令和8年5月～令和9年5月)

資料3

令和8年5月22日現在

1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 社会福祉及び社会保障の推進について
- ・ 病院事業の運営について
- ・ 子ども及び青少年の育成について
- ・ 保健衛生行政の推進について

2 重点調査項目

- (1) ※昨年度 医療・介護の人材確保と働き方改革について
- (2) ※昨年度 がん・糖尿病等生活習慣病の医療・介護連携について
- (3) ※昨年度 地域において子どもを産み育てられる体制の整備について
- (4) ※昨年度 子どもの声を聴き命と権利を守る取組について
- (5) ※昨年度 コロナ後も継続する感染症対策の実態について

3 活動計画表

重点調査項目	令和8年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) (2) (3) (4) (5) <調査方法> ・ 当局から説明聴取 ・ 参考人招致 ・ 県内外調査 ・ 委員間討議 など	常任委員会 所管事項説明 (5/22)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 補正予算等 (6/19, 23)	県内調査 (7/22～24 7/29～31 の間)	県外調査 (8/26～28 の間)		常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 補正予算等 (10/5, 7)	予決分科会 令和7年度歳入歳 出決算、所管事項 の調査(当初予算 編成に向けての基 本的な考え方) (11/2)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 14)			常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等 予決分科会 当初予算、補 正予算等 (3/●, ●)		
執行部の主な予定		令和8年版県 政レポート (案)				一般会計・特 別会計決算 令和9年度行 政展開方針 (案) 当初予算編成 に向けての基 本的な考え方		当初予算要求 状況		当初予算案	令和9年度行 政展開方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月22日～7月24日の間(日帰り) ○○の取組等の調査を行う。
 29日～31日の間(日帰り) ○○の取組等の調査を行う。

(2) 県外調査

重点調査項目を中心として、県外の先進的な取組について調査を行うことができる。
 実施する場合は8月26日(水)～8月28日(金)(2泊3日以内)

過去の重点調査項目

令和7年度

- (1) 医療・介護の人材確保と働き方改革について
- (2) がん・糖尿病等生活習慣病の医療・介護連携について
- (3) 地域において子どもを産み育てられる体制の整備について
- (4) 子どもの声を聴き命と権利を守る取組について
- (5) コロナ後も継続する感染症対策の実態について

令和6年度

- (1) 医療・介護の人材確保と働き方改革について
- (2) がん・糖尿病等生活習慣病の医療・介護連携について
- (3) 妊娠・出産における医療・福祉体制の整備について
- (4) 子どもの命と権利を守る取組について
- (5) 共生社会の実現について
 - ・ひきこもり対策について
 - ・認知症対策について

令和5年度

- (1) 全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりについて
- (2) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更後の対応状況について
- (3) 医療と介護の体制整備について
- (4) 医療・介護・福祉分野における人材確保について

令和4年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進と社会にもたらす影響について
- (2) 子どもが豊かに育つ環境づくりについて
- (3) 地域共生の社会づくりについて
- (4) 三重県病院事業に係る次期中期経営計画の策定に向けた検討について

令和3年度

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と医療を含めた地域社会への影響について
- (2) ひきこもりの支援について
- (3) 障がい者スポーツの推進について
- (4) 子どもの豊かな育ちを支える地域社会づくりについて

平成 19 年 12 月 19 日	代表者会議決定
平成 21 年 5 月 8 日	代表者会議決定
平成 23 年 5 月 9 日	各派世話人会決定
令和 3 年 10 月 29 日	代表者会議改正

委員会の県内外調査について

(県内調査)

常任委員会	原則として日帰り調査を 2 回程度実施
特別委員会	日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

常任委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
特別委員会	1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
議会運営委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

ただし、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があるときや大規模な災害その他の緊急事態が発生するなど現地での調査が困難となった場合は、各委員会の判断で、適宜オンラインを活用したリモート形式で実施することができる。